

岩手県教育委員会日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月27日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 一 男

岩手県教育委員会日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会日額旅費支給規程（昭和41年岩手県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第3（第2条関係）				別表第3（第2条関係）			
区分		日額	摘要	区分		日額	摘要
[略]				[略]			
能力開発 発研修 及び専門 研修	宿泊 する 場合 設その 他これ に準ず る宿泊 施設	公用の 清温荘	[略]	公用の 清温荘 宿泊施 設その 他これ に準ず る宿泊 施設	清温荘	[略]	[略]
		サンセール盛岡	10,300円				
		国立岩手山青少 年交流の家	5,800円				
		岩手県立県南青 少年の家	3,700円				
		岩手県立陸中海 岸青少年の家	3,700円				
		岩手県立県北青 少年の家	3,700円				
		岩手県立野外活 動センター	3,750円				
		その他 の施設	[略]				
[略]				[略]			
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。